

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共 済 制 度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業を行っています。
	公立学校共済組合兵庫支部	
公 務 災 害 補 償	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害（公務災害）について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。

## 7 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数 0件

## 8 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数 0件

## 9 内部通報に関する状況

内部通報件数 0件

## 10 職員の再任用の状況（平成28年4月1日）

平成27年度早期・定年退職者	左記のうち再任用職員
24名	18名

（注）再任用職員には企業会計及び公益財団法人職員も含まれています。

※人事行政の運営等の状況については、企業会計分を含め、赤穂市ホームページにも掲載しています。

## 市内循環バス「ゆらのすけ」からのお知らせ

●年度別乗車人数状況（過去2年） [有料・無料合計]（人）

	南 北 ルートA (有年東部)	南 北 ルートB (有年西部)	東 西 ルート	高 野 ルート	みどり団 地ルート	計
H27.4～ H28.3	5,603	7,492	5,113	3,581	1,789	23,578
H28.4～ H28.9	2,446	3,617	2,499	2,133	1,045	11,740

「ゆらのすけ」からのお願い ゆらのすけの運行ルートには、狭い道路が含まれています。路上駐車や、個人の敷地から道路に張り出す立ち木の枝などは、運行の妨げになる場合がありますので、沿線地域の皆さまにおかれましては、スムーズな運行にご協力をお願いします。



### ●問い合わせ先

・運賃、運行時刻などについて ㈱ウエスト神姫赤穂営業所 ☎43・3325  
・「ゆらのすけ」全般について 企画広報課 ☎43・6867

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成27年度）

### (1) 職員研修

研修の種類	内 容	研修受講人数
派遣研修	市町村職員中央研修所等において開催される研修	延265名
庁内研修	庁内講師及び派遣講師による研修	延1,702名
自主研修	職員の自主的な参加に基づく研修及び報告会等	延90名

### (2) 勤務評定の目的

勤務成績の評定は、人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し、評定することで、情実を排除した公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

### (3) 勤務評定の実施状況

- ア 対象者 部長以下の全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年6月1日及び12月1日
- エ 評定期間 12月2日～6月1日（基準日6月1日）  
6月2日～12月1日（基準日12月1日）

## 「市民の声」(市民対話課に寄せられた市民からの要望等の件数)を公表します

平成28年4月から9月までの間に、市民や団体等から市民対話課に寄せられた様々な要望・提案・意見などについて、種類別に分類した件数を公表します。市では市民等との協働のまちづくりを推進するため、これからも「市民の声」に迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。

(H28年度上期分)

種 別	累 計
分 類	件数
道路・河川など維持に関すること	42
ごみ処理・騒音・悪臭など環境に関すること	7
公園管理に関すること	11
空地・隣地などに関すること	28
動物・害虫に関すること	10
制度・組織に関すること	4
市施策に関すること	15
その他	19
合計(市民対話課に寄せられたもの)	136

●問い合わせ先 市民対話課(市役所南玄関を入ってすぐ右側) ☎43・6818

※市民対話課は市民の皆さまからの市に対する要望・提案・意見・相談等についての第1窓口です。担当の窓口がわからない時等は、市民対話課へ問い合わせくだされば、担当へおつなぎいたしますので、気軽にご相談ください。

### (11) 特別職の退職手当の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	退 職 手 当 の 支 給 割 合
市 長	在職期間1期（4年）17,165千円 （1月につき給料月額100分の40）
副 市 長	在職期間1期（4年）8,548千円 （1月につき給料月額100分の24）
教 育 長	在職期間1期（3年）4,173千円 （1月につき給料月額100分の18）

## 3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

職員の勤務時間	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
	38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

### (2) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況（平成27年中）

年次休暇	内 容	平均取得日数	前年平均取得日数
	1年に最大20日付与（1年で消化できなかった場合は翌年にもみ繰越可）	8.9	8.5

### (3) 育児休業の取得状況（平成27年度）

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

取得期間	3ヵ月未満	3～6ヵ月	6～9ヵ月	9ヵ月以上	合 計
取得者数	0	0	0	4	4

### (4) 介護休暇の取得状況（平成27年度）

介護休暇を取得した職員数と取得期間

取得職員数 1人（H27.7.1～H27.12.31）

※休暇の種類等については、赤穂市ホームページをご覧ください。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成27年度）

### (1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 休職処分 1件（心身の故障による）

### (2) 懲戒処分の種類及び件数

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種 類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分件数	2	0	0	0	2

### ⑤管理職手当の状況

平成27年度	支給総額	47,232千円
	職員1人当たり支給年額	562千円
平成26年度	支給総額	44,919千円
	職員1人当たり支給年額	561千円

### ⑥その他の手当（平成28年4月1日現在）

区分	内 容	国の制度との異同	支給実績	平均支給年額 （支給職員1人当たり）
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 1人につき6,500円 （配偶者無 1人11,000円） 満16歳から満22歳までの子 1人につき5,000円を加算	同	61,824千円	258千円
地域手当	給料の6% （国は給料、扶養手当、管理職手当の合計額の6%）	異	73,284千円 （H27年度は4%）	148千円 （H27年度は4%）
住居手当	貸家居住者 12,000円を超える家賃の額 （27,000円を限度）	同	22,136千円	295千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額(55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上の者 (2,000円～31,600円)	同	22,887千円	67千円
単身赴任手当	公署を興にする異動により単身で生活することになった職員に対し 月額30,000円+加算額を支給 (加算額は距離に応じて8,000～70,000円)	同	-	-

（注）支給実績及び1人当たり平均支給年額は、平成27年度の普通会計決算をもとに算出しています。

### (10) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給 料	報 酬	期 末 手 当 等
市 長	894,000円		(27年度支給割合) 期末手当 6月期 1,975月分
副 市 長	742,000円		12月期 2,225月分
教 育 長	644,000円		計 4.2月分 ※加算措置 有
議 長	486,000円		(27年度支給割合) 期末手当 6月期 1,975月分
副 議 長	415,000円		12月期 2,225月分
議 員	375,000円		計 4.2月分 ※加算措置 有